



平成 22 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン
代表者名 代表取締役社長 村山 義男
(コード番号 8897 東証第一部)
問合せ先 経営企画室 室長 北川 智哉
(TEL 03-5324-8720)

新株予約権無償割当て（ライツ・イシュー（ノンコミットメント型））*1 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり新株予約権無償割当てを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権無償割当ての目的

(1) 資金調達の目的

当社は、平成 21 年 1 月 26 日に中期経営計画「TAKARALEBEN-BUILDING 2010」を修正して以来、当社コア事業である新築分譲マンション事業の安定供給に加え、リニューアル事業（中古再販事業）及びリセール事業（買取再販事業）に積極的に経営資源を集中し、期間効率を重視した事業シェアの拡充を短期的に行ってまいりました。さらに、人員配置の適正化や事務所移転も含めた事業拠点の統廃合、役員報酬の減額等をはじめとした販売費及び一般管理費の削減策を徹底することで、効率性と収益性の改善による財務面の安定化を図ってまいりました。

*1 本新株予約権無償割当て（以下に定義します。）は、新株予約権を全ての株主に対し無償で割り当て、かつその新株予約権が市場で売買されるという意味において、「ライツ・イシュー」の一類型であると考えております。なお、英国等で一般的に行われている「ライツ・イシュー」では、特定の証券会社等の金融機関が一定期間に行使されなかった新株予約権を全て引き受けた上でそれらを実行することを発行会社に対し約束するスキームとなっておりますが、本新株予約権無償割当てにはこのような約束はなされておらず、行使期間内において行使されなかった新株予約権については失権（消滅）するスキームとなっております。

また、本新株予約権無償割当ては、新株予約権 1 個の行使により株式 1 株が交付されるものであり、平成 21 年 12 月付の東京証券取引所の規則改正により可能となったものではありません。

その結果、平成22年3月期第3四半期連結累計期間においては、リセール及びリニューアル物件の販売が順調に推移したこと、販売に際し物件の値引きが大幅に抑制できたこと、販売費及び一般管理費の削減が当初想定を上回るペースで進捗したこと等から、第3四半期連結累計期間において、連結経常利益及び連結純利益をそれぞれ1,804百万円及び1,832百万円計上し、黒字となりました。また、平成21年10月13日公表の業績予想は現時点では据え置いておりますが、第4四半期においても引き続き業績は堅調に推移しております。なお、業績に変更が生じた場合は、速やかに公表させていただきます。

一方で、マンションの販売環境が好転する中、特にリセール事業においては対象となる物件が減少していること等の影響により、物件の仕入れに関し、売主からはより取引の迅速性が求められるようになりました。当社は、このような要請に十分に 대응するためにも、資本調達を通じて、手元流動性及び財務基盤を強固にし、機動的かつ有利な条件による仕入れを実現できる体制を確保することが、来期以降の利益成長につながるものと考え、新株予約権無償割当てによる資金調達を決定いたしました。

(2) 当該資金調達方法を選択した理由

当社は今回の資金調達に際して、資本性資金調達及び負債性資金調達の双方を含めた様々な資金調達の手法を検討いたしました。

今回の資金調達につきましては、①既存の株主様の利益保護、②資本の増強、及び、③大規模な資金調達の実現を両立するべく様々な調達方法を検討してまいりました。その結果、当社は、以下のような理由から、上記の3点を全て充足する資金調達手法として、株主の皆様に対する新株予約権の無償割当ての方法を選択することといたしました。

なお、当該資金調達手段や株式会社タカラレーベン第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の商品性等の詳細につきましては、後述のQ&Aをご参照ください。

① 株主様の利益の保護

株主の皆様には本新株予約権を無償で割り当てるという方法を選択することにより、当社の現状及び今後の事業展開、方向性を広く株主の皆様にご理解頂くとともに、全ての株主の皆様には平等に当社に対するご支援及び投資の機会をご提供することが可能となります。また、株主の皆様の保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、本新株予約権を行使することによって、持分の希薄化を回避することが可能となっております。

また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権については株式会社東京証券取引所へ上場される予定であるため（東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同じ。）、諸事情により本新株予約権を行使されない株主の皆様においても、本新株予約権を市場で売却することにより希薄化による株式価値の下落分を補うことが期待されます。

さらに、当社株式1株に対して本新株予約権1個を割り当て、かつ、本新株予約権1個の行使につき当社株式1株を交付することとしており、単元未満株式や1株に満たない端数分の発生により株主の皆様が不利益を被らないよう配慮されたスキームとなっております。

以上の点を踏まえ、株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てという資金調達方法は、株主の皆様の利益の保護に十分配慮された調達方法であると考えております。

② 資本の増強

マンションの販売環境が好転する中、特にリセール事業においては対象となる物件が減少していること等の影響により、物件の仕入れに関し、売主からはより取引の迅速性が求められるようになりました。当社は、このような要請に十分に 대응するためにも、資本調達を通じて手元流動性及び財務基盤を強固にし、機動的かつ有利な条件による仕入れを実現できる体制を確保することが来期以降の利益成長につながるものと考え、上記①を踏まえ、今般の資金調達を選択いたしました。

この点、下記4.(1)記載の資金の全額(又は概ね全額)を金融機関からの借入や社債発行によって調達した場合には、当社の自己資本比率等の財務の安全性に関する指標を低下させてしまうおそれがあるため、このような負債性資金調達を実施することは現時点では必ずしも適切な選択肢ではないと考え、資本金調達の方法により手元資金を調達することにいたしました。

③ 大規模な資金調達の実現

株式又は新株予約権付社債等の公募又は第三者割当の方法による資金調達は、通常、株式価値の希薄化や支配権の異動等の問題を伴うため、既存の株主の皆様が悪影響を及ぼすことなく調達することのできる金額には一定の限界が存在すると考えられます。しかしながら、新株予約権無償割当てによる場合には、上記①のとおりこれらの問題点を一定程度回避することができるため、割当比率や行使価額の設定次第で、公募又は第三者割当に比べて大規模な資金調達を実現することが可能であると当社は考えております。

また、当社としては、株式の有償割当てと異なり、新株予約権の無償割当ての場合には、追加出資を希望しない株主の皆様にあつては、その保有する本新株予約権を譲渡することが可能であり、当社の株式の取得を希望する新規又は既存の投資家の方々が本新株予約権を購入し、これを行行使することにより、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様による行使と併せて、より多くの本新株予約権が行使されることが期待できます。

以上の点を踏まえ、株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てという方法を選択することといたしました。

※ なお、本新株予約権には取得条項が付されておられません。本新株予約権を行行使又は売却しない場合には、行使期間の終了に伴い当該本新株予約権は失権(消滅)することとなりますのでご注意ください。

2. 新株予約権無償割当ての内容

(1) 無償割当の方法

平成22年3月31日(水)を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で株式会社タカラレーベン第1回新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

① 本新株予約権の名称	株式会社タカラレーベン第1回新株予約権
② 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個あたり、当社普通株式1株
③ 本新株予約権の総数	割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数
④ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1株につき300円
⑤ 行使によって株式を発行する場合における資本組入額	1株につき150円
⑥ 行使期間	平成22年5月6日から同年5月31日まで

なお、本新株予約権の行使方法等については、後述のQ&Aをご参照ください。

3. 新株予約権無償割当ての日程

日程	内容
平成22年3月5日	取締役会決議
平成22年3月5日	有価証券届出書提出
平成22年3月5日	基準日設定公告
平成22年3月21日	届出の効力発生（予定）
平成22年3月31日	割当基準日（予定）
平成22年4月1日	新株予約権無償割当ての効力発生日（予定）
平成22年4月1日	新株予約権上場日（予定）
平成22年4月16日	目論見書・株主通知書の送付（予定）
平成22年5月6日から 平成22年5月31日まで	行使期間
東証より後日発表	新株予約権上場廃止日

4. 調達する資金の額及び資金の使途等

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	4,967,295,300円
発行諸費用の概算額	270,000,000円
差引手取概算額	4,697,295,300円

上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、平成22年3月5日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する自己株式の数を除く。）を基準として算出した見込額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達資金の用途

上記(1)記載の差引手取概算額4,697,295,300円については、その全額を平成23年3月期中の新築分譲マンション事業・リニューアル事業(中古再販事業)・リセール事業(買取再販事業)において、中古物件又は工事仕掛中のマンション等の取得資金に充当する予定であります。

なお、上記金額の資金調達が出来なかった場合、手元資金又は銀行借入その他の資金調達手段により資金を調達した上で、上記の取得を行う予定であります。他の資金調達手段による場合、調達コストの増加及び有利子負債の増加など安全性指標の悪化を招くことが予想されます。

また、本新株予約権の行使期間満了後直ちに、今回の資金調達額及びそれを前提とした資金用途について、別途お知らせする予定です。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

今回の調達資金を、新築分譲マンション事業・リニューアル事業(中古再販事業)・リセール事業(買取再販事業)における、中古物件又は工事仕掛中のマンション等の不動産の取得に充当し、物件の取得・販売(投資及び回収)を短期間のサイクルで実現することで、比較的早期に当社の業績に寄与するものと考えております。また、本新株予約権の行使により株主資本が充実することによって、財務体質の強化が図れるものと考えております。

6. 発行条件の合理性

単元未満株式の発行を抑制するために、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当て、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付されることとしております。

また、行使価額を300円(本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の終値の58.0%)と設定しております。これは、不動産販売事業の事業展開の拡大にあたって今後想定される資金需要及び本新株予約権の権利行使により発行される予定の株式数、並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(特に一般株主の皆様にも本新株予約権を行使していただけるよう、時価を大幅に下回る行使価額を設定しております。)等を総合的に勘案して決定されたものです。

7. 業績に与える影響

今回の調達資金の上記資金用途への充当は、来年度となる予定であるため、本資金調達に伴う当期の業績予想への影響はございません。

8. 潜在株式による希薄化情報等

平成22年3月5日現在における当社の発行済株式数は17,540,333株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は982,682株であり、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は16,557,651株です。したがって、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は94.4%となります。

本新株予約権発行による資金調達を通じて、当社の手元流動性及び財務基盤が強化されることにより、機動的かつ有利な条件での物件の仕入れが可能となります。その結果、新築分譲マンション事業、リセール事業における収益機会を的確にとらえ、さらなる収益拡大を実現することが可能となり、株主の利益に資するものと考えております。

また、上記1.(2)①に記載のとおり、本新株予約権は各株主が保有する株式数に応じて割

り当てられるため、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主については、当該株主が有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。ただし、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行なわなかった株主については、当該株主が有する持分比率について希薄化が生じる可能性がありますのでご注意ください。

なお、本新株予約権の割当てを希望しない場合には、本新株予約権の割当基準日（上記3.ご参照）の3営業日前の日（権利付最終売買日）までに保有株式を市場で売却することにより、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を予め回避又は低減する機会が得られます。

さらに、本新株予約権は株式会社東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。

このように、本新株予約権の発行は、当社の企業価値の向上のための資金調達を行うものであり、これに加えて、既存株主が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案した結果、今回の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年3月5日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	17,540,333 株	100%
現時点における潜在株式数	－株	－%
現時点における自己株式数	982,682 株	5.6%
本新株予約権に係る潜在株式数	16,557,651 株	94.4%

※ 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

9. 筆頭株主の権利行使予定

当社は、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役村山義男より、今回の新株予約権無償割当てにより同人に割り当てられることとなる本新株予約権のうち、2,000,000株分については手元資金により行使する予定である旨の意向を受けております。さらに、同人によれば、同人に割り当てられた本新株予約権のうち上記以外のものにつきましては、当該本新株予約権の一部又は同人の保有する当社普通株式等を売却し、得た資金のうち、税金及び諸費用を除いた全ての資金を充当することにより、その一部又は全部の本新株予約権を行使する予定であるとのことです。

大株主及び所有比率

割当前（平成21年9月30日現在）		割 当 後	
村山義男	35.58%	村山義男	36.61%
株式会社タカラレーベン	5.60%	株式会社タカラレーベン	2.88%
日本証券金融株式会社	2.40%	日本証券金融株式会社	2.47%
有限会社村山企画	2.13%	有限会社村山企画	2.20%
株式会社三井住友銀行	1.68%	株式会社三井住友銀行	1.73%
タカラレーベン取引先持株会	1.37%	タカラレーベン取引先持株会	1.41%
村山しげ子	1.36%	村山しげ子	1.40%

みずほ証券株式会社	1.14%	みずほ証券株式会社	1.18%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香 港上海銀行 東京支店)	0.94%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香 港上海銀行 東京支店)	0.97%
タカラレーベングループ社員持 株会	0.89%	タカラレーベングループ社員持 株会	0.92%

※ 割当後の比率は、本新株予約権が全て行使された場合の数値です。

10. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益還元については、当社の最重要課題の一つとして位置付けており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、配当に関する基本的な判断については、短期的でなく長期的に安定して保有いただけるよう、特定な配当性向のみの指標に偏ることなく株主資本配当率（DOE）や配当利回り等を総合的に勘案して行ってまいりました。今回の資金調達の実施後も引き続きこのような考え方を継続する方針です。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年3期	平成20年3期	平成21年3期
連結売上高	58,007百万円	64,778百万円	57,652百万円
連結営業利益	6,174百万円	7,272百万円	▲8,751百万円
連結経常利益	5,626百万円	6,205百万円	▲9,787百万円
連結当期純利益	3,157百万円	3,506百万円	▲12,471百万円
1株当たり連結当期純利益	187.77円	210.34円	▲753.21円
1株当たり配当金	22.00円	24.00円	12.00円
1株当たり連結純資産	988.59円	1,166.76円	387.80円

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況(期末)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	1,804 円	1,675 円	536 円
高 値	2,065 円	1,687 円	697 円
安 値	1,510 円	518 円	135 円
終 値	1,668 円	542 円	170 円

② 最近6ヶ月の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	335 円	365 円	571 円	510 円	588 円	638 円
高 値	521 円	725 円	632 円	637 円	682 円	647 円
安 値	320 円	352 円	473 円	502 円	579 円	507 円
終 値	370 円	591 円	500 円	588 円	678 円	511 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年3月4日
始 値	528 円
高 値	529 円
安 値	517 円
終 値	517 円

以 上

ご注意：この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断については、本新株予約権の株主無償割当てに係る目論見書を熟読されたいと、株主又は投資家個人の責任において行ってください。

この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性があります。

この文書は、米国における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、1933年米国証券法に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

【ご参考】

第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社タカラレーベン第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成22年3月31日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成22年4月1日

5. 本新株予約権の内容

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、300円とする。

（3）本新株予約権の行使期間

平成22年5月6日から平成22年5月31日までとする。

（4）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

（6）本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（7）本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

東京都千代田区神田神保町2-21-1
株式会社三井住友銀行 千代田営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

11. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上

Q & A

1. 新株予約権無償割当ての基本的な仕組みについて

- (1) Q) 新株予約権無償割当ての概要について教えて欲しい。
- A) 新株予約権無償割当ては株式会社の資金調達手法の一つであり、普通株式を目的とした新株予約権のことです。本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割当てられ、1個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。割当基準日時点の株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された新株予約権について行使期間において行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付します。本新株予約権は東京証券取引所の新株予約権の市場に上場されるため（東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、市場での売買が可能です。
- (2) Q) 今回の新株予約権の無償割当ては、いわゆる「ライツ・イシュー」なのか。
- A) 新株予約権を全ての株主に対し無償で割当て、かつその新株予約権が市場で売買されるという意味において、「ライツ・イシュー」の一類型であると考えております。ただし、英国等で一般的に行われている「ライツ・イシュー」と異なり、特定の証券会社等の金融機関が、一定期間に行使されなかった新株予約権を全て引き受けた上でそれらを行行使することを発行会社に対し約束するスキームではなく、行使期間内において行使されなかった新株予約権については失権（消滅）するスキームとなっております。また、本新株予約権無償割当ては、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付されるものであり、平成21年12月付の東京証券取引所の規則改正により可能となったものではありません。
- (3) Q) 新株予約権とは何か。
- A) 新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。）を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます。
- 本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の平成22年3月5日付「新株予約権無償割当てに関するお知らせ」本文をご参照ください。
- (4) Q) 新株予約権の上場概要について教えて欲しい。
- A) 本新株予約権の割当基準日である平成22年3月31日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割り当てられます。また、割当基準日の翌営業日である4月1日（木）から本新株予約権は東京証券取引所へ上場され、上場後は市場での取引が可能となる予定です（本新株予約権の証券コードは[8897-9]となる予定です。）。なお、上場廃止日は追って東京証券取引所より発表されます。

- (5) Q) 本新株予約権を割り当てられた場合どのような選択肢があるのか。
- A) 本新株予約権が割り当てられた場合の選択肢としては、大別して、行使又は売却若しくは失権（消滅）が考えられます。
- 本新株予約権を行使する場合、行使価額（1株当たり300円）を払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります。
- 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません。
- 本新株予約権の売却を行わず、かつ行使期間において行使を行わなかった場合、本新株予約権は失権（消滅）します。本新株予約権を失権（消滅）させた場合、当社普通株式を取得すること及び本新株予約権の売却によって対価を取得することはできません。
- なお、上記は新株予約権についての一般論であり、本新株予約権の行使又は売却若しくは失権（消滅）の是非につきましては、各株主の皆様ご自身の投資判断によります。当社としましては本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、目論見書をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。
- (6) Q) 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。
- A) 当社の単元未満株式を保有する株主の皆様に対して割り当てられる本新株予約権の数は、本新株予約権の売買単位である100個未満となりますので、本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。他方、本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することはできます。なお、当社普通株式の市場での売買単位は100株となっております。本新株予約権にかかる行使については下記3.（1）、市場での売買については下記4.（2）をご参照ください。
- (7) Q) 新株予約権無償割当てによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。
- A) 今回の新株予約権無償割当てによって、平成22年3月29日（月）から当社普通株式の株価に、期末配当に係る配当落ちとは別に権利落ちが反映されます。
- なお、ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は $[(\text{権利付最終値} - \text{配当金額} + \text{新株払込金額}) \div (1 + \text{新株割当率})]$ で計算することとされております。仮に、3月26日（金）（権利付最終日）の当社普通株式の終値が600円だった場合には、基準値段は449円 $[(600) - 2 + [300]) \div (1 + 1)]$ となります。なお、配当金額は平成22年3月期末の予想配当金額です。
- (8) Q) 本新株予約権の行使がなされない場合の、今期における当社の業績に与える影響はあるか。
- A) 今回の調達資金の充当は、来年度となる予定であるため、本資金調達に伴う当期の業績予想への影響はございません。

- (9) Q) 大株主は本新株予約権を行使するのか。
A) 当社は、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役村山義男より、今回の新株予約権無償割当てにより同人に割り当てられることとなる本新株予約権のうち、2,000,000株分については手元資金により行使する予定である旨の意向を受けております。さらに、同人によれば、同人に割り当てられた本新株予約権のうち上記以外のものにつきましては、当該本新株予約権の一部又は同人の保有する当社普通株式等を売却し、得た資金のうち、税金及び諸費用を除いた全ての資金を充当することにより、その一部又は全部の本新株予約権を行使する予定であるとのことです。
村山氏以外の当社大株主の本新株予約権の行使にかかる方針については、当社では把握しておりません。
- (10) Q) 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないかと。
A) 本新株予約権は各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、各株主の皆様が割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、各株主の皆様が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。
また、今回の新株予約権無償割当てによって、平成22年3月29日(月)から当社普通株式の株価に権利落ちが反映されますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することが可能です。
- (11) Q) るいとうやミニ株の取扱いはどうなるのか。
A) 株式累積投資、株式ミニ投資の取扱いにつきましては、各株主の皆様の口座管理機関(各株主の皆様が証券口座をお持ちの証券会社。以下同様です。)にお問い合わせください。
- (12) Q) 本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、平成22年3月期の期末配当を受け取ることはできるのか。
A) 平成22年3月期の期末配当に係る権利確定日は平成22年3月31日(水)ですが、本新株予約権の行使期間の開始日は平成22年5月6日(木)ですので、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、当該期末配当を受け取ることはできません。
なお、現時点での平成22年3月期の配当予想に関しては、平成22年1月29日の第3四半期決算発表時に開示しております。
- (13) Q) 外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。
A) 外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

- (14) Q) 株主優待の取扱いはどうなるのか。
A) 平成 21 年 10 月 26 日に株主優待制度を新設し、毎年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を対象とし、100 株以上 1,000 株未満を保有する株主の皆様にはおこめ券 2 枚 (2kg 分)、1,000 株以上保有する株主の皆様にはおこめ券 5 枚 (5kg 分) を送付することとしております。当社は、現時点では、引き続き上記内容にて本制度を継続する予定です。

2. 本新株予約権の割当てについて

- (1) Q) 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。
A) 割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。
- (2) Q) 本新株予約権の無償割当てを受けるにはどうしたらよいか。
A) 本新株予約権の割当基準日は平成 22 年 3 月 31 日 (水) となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続を経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。したがって、権利付最終売買日は平成 22 年 3 月 26 日 (金) となります。
なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はなく、本新株予約権を行使する場合に行使価額をお支払いいただくこととなります (下記 3. (5) をご参照ください)。
- (3) Q) 本新株予約権はどのようにして手元に届くのか。
A) 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、割当基準日である平成 22 年 3 月 31 日 (水) の翌営業日に、割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座の新株予約権の残高が発生することになるものと理解しておりますが、各株主の皆様ご自身で各口座管理機関へ問い合わせの上、ご確認ください。
- (4) Q) 本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか。
A) 本新株予約権の割当基準日の約 3 週間後に、割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る発行届出目論見書及び株主割当通知書等が送付されます。
- (5) Q) 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。
A) 会社法第 278 条 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

3. 本新株予約権の行使について

- (1) Q) 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。
A) 本新株予約権 1 個につき目的となる当社普通株式の数は 1 株となっております。従いまして、本新株予約権を行使した場合、行使価額（1 株当たり 300 円）を払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1 個単位から可能となります。
- (2) Q) 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。
A) 本新株予約権の行使期間は、平成 22 年 5 月 6 日（木）から同年 5 月 31 日（月）までとなっております。ただし、口座管理機関によって行使請求の受付期間が異なる場合がありますので、行使請求受付期間につきましては、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。
- (3) Q) 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか。
A) 本新株予約権を行使する場合は、各本新株予約権者の皆様の口座管理機関に対し、所定の行使請求書に必要事項を記入のうえ、ご提出頂く必要があります。特別口座に記録された本新株予約権については、証券口座への振替の後に行使を行って頂くこととなります。ただし、口座管理機関によって手続きが異なる場合がございますので、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。
なお、発行要項記載の行使請求受付場所では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- (4) Q) 本新株予約権の行使請求書はどこで入手できるのか。
A) 各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様の口座管理機関で入手できます。また、割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様につきましては、その名簿上の住所等宛に割当基準日の約 3 週間後に行使請求書が送付されます。
- (5) Q) 新株予約権の行使代金はどのように支払えばよいのか。
A) 各口座管理機関に直接お支払いいただくこととなります。
ただし、口座管理機関によって行使代金の支払い方法が異なる場合がありますので、具体的な支払方法につきましては、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。
- (6) Q) 株式が手に入るのはいつか。
A) 本新株予約権の権利行使の請求及び当社への行使価額の払込みが完了した日から 3 営業日目に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の口座管理機関における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、東京証券取引所で売買が可能となります。ただし、口座管理機関によって手続きが異なる場合がありますので、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。

- (7) Q) 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。
A) 本新株予約権の行使に関して発生する費用は口座管理機関によって異なる場合がございますので、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。

4. 本新株予約権の取引について

- (1) Q) 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続きをすればよいのか。
A) 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、各本新株予約権者の皆様の口座管理機関を通じて売買することが可能であると理解しております。ただし、本新株予約権の売買の手続き等につきましては、口座管理機関によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。
- (2) Q) 本新株予約権の市場売買単位はどうなるのか。
A) 上場されている当社普通株式の売買単位と同じ 100 個単位となります。100 個単位未満の本新株予約権につきましては、市場で売買することはできません。
- (3) Q) 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。
A) 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料を差し引いた金額になります。
- (4) Q) 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。
A) 売却日の 3 営業日後に各本新株予約権者の皆様の口座管理機関における証券口座に払い込まれます。ただし、本新株予約権の売却につきましては、口座管理機関によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。
- (5) Q) 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。
A) 本新株予約権の市場での売買に際しては、各口座管理機関に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。）。
- (6) Q) 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続きはどうなるのか。
A) 市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割り当てされた本新株予約権の行使と同様ですので、上記 3. (3) をご参照ください。ただし、口座管理機関によって手続きが異なる場合がございますので、必ず各本新株予約権者の皆様ご自身で、各口座管理機関へお問い合わせください。
- (7) Q) 本新株予約権は譲渡できるのか。
A) 本新株予約権は、市場取引等を通じて譲渡することが可能です。ただし、外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護

士等にお問い合わせください。

5. 税金について

本項目において記載する本新株予約権に係る税務上の取扱い等について、当社の考えは以下のとおりです。ただし、各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主の皆様及び各本新株予約権者皆様自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及び口座管理機関にご確認頂きますようお願い致します。また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

- (1) Q) 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。
- A) 当社は、各株主が保有している当社普通株式が記録されている振替口座簿が、特定口座にかかるものであるか一般口座にかかるものであるかにかかわらず、本新株予約権は一般口座にかかる振替口座簿に記録されることとなると理解しております。
- また、当社は、特定口座にかかる振替口座簿に記録された本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は特定口座にかかる振替口座簿に記録され、一般口座にかかる振替口座簿に記録された本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は一般口座にかかる振替口座簿に記録されることとなると理解しております。
- (2) Q) 本新株予約権の譲渡にかかる税金はどうなるのか。
- A) 当社は、無償割当てによる本新株予約権の取得は原則、簿価は0円であり、譲渡価格の全額が課税対象となると理解しております。本新株予約権の市場での売却が金融商品取引業者への売り委託等によって行われる場合、譲渡益に対する税率は税法の特例（平成20年税制改正）により10%（所得税7%、住民税3%）になると理解しております。また、軽減税率の規定は、特定口座及び一般口座の双方に対して適用されると理解しております。
- (3) Q) 本新株予約権が一般口座に入った場合、確定申告が必要となるのか。
- A) 当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。
- (4) Q) 本新株予約権を行使して取得した株式の簿価はいくらになるのか。
- A) 当社は、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式1株当たりの簿価は行使価額となると理解しております。また、当社は、当社普通株式は平成22年3月29日（月）から株価に権利落ちが反映されますが、課税上の取得価額には反映されないものと理解しております。

<Q&Aについてのお問い合わせ先>

株式会社タカラレーベン 経営企画室 電話番号 (03) 5324-8720